

大和市教育委員会 9 月定例会

日 時 平成 29 年 9 月 28 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 前 会 会 議 録 の 承 認
- 4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 43 号) 大和市就学援助に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 2 (議案第 44 号) 平成 30 年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針
について

日程第 3 (議案第 45 号) 大和市指定重要有形民俗文化財の指定について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 43 号

大和市就学援助に関する規則の一部を改正する規則について

大和市就学援助に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 9 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市就学援助に関する規則の一部を改正する規則

大和市就学援助に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「小学校」の次に「に就学している児童」を加え、「児童若しくは生徒の保護者」を「生徒、当該年度の翌年度に大和市立小学校への就学を予定する者（以下「小学校就学予定者」という。）」に改める。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、小学校就学予定者の保護者に対する援助は、第5号に掲げる費目に限る。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

大和市就学援助に関する規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>(対象)</p> <p>第2条 就学援助事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、大和市立の小学校に就学している児童若しくは中学校に就学している生徒、<u>当該年度の翌年度に大和市立小学校への就学を予定する者（以下「小学校就学予定者」という。）又は本市に住所を有し、神奈川県立の中等教育学校（前期課程に限る。）に就学している生徒の保護者</u>で、次の各号のいずれかに該当すると教育委員会が認定した者とする。</p> <p>(1)～(2) 略 (援助費目等)</p> <p>第4条 教育委員会は、対象者に対し、予算の範囲内において、<u>掲げる費目の中から必要な援助を行うものとする。ただし、小学校就学予定者の保護者に対する援助は、第5号に掲げる費目に限る。</u></p>	<p>(対象)</p> <p>第2条 就学援助事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、大和市立の小学校若しくは中学校に就学している児童若しくは生徒の保護者又は本市に住所を有し、神奈川県立の中等教育学校（前期課程に限る。）に就学している生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当すると教育委員会が認定した者とする。</p> <p>(1)～(2) 略 (援助費目等)</p> <p>第4条 教育委員会は、対象者に対し、予算の範囲内において、<u>掲げる費目の中から必要な援助を行うものとする。</u></p>

議案第 44 号

平成 30 年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針について

平成 30 年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 9 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

議案第 45 号

大和市指定重要有形民俗文化財の指定について

大和市指定重要有形文化財の指定にあたり、大和市文化財保護審議会より答申を受けたので、大和市指定重要有形文化財の指定について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 9 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫